

2025年(令和7年)4月1日開始

特定技能制度の提出書類と提出書類省略のルール が変更されます！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。これを受け、在留審査及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

(1) 特定技能外国人を初めて受け入れる場合【認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類（技能水準の立証資料等）に加え、受入れ機関としての適格性に関する書類が提出書類となります。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い(※)、かつ、一定の事業規模のある機関等については、機関の適格性に関する書類を省略することが可能です。一定の事業規模のある機関とは、次の機関です。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年

間に債務超過となっていない法人

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。

(2) 特定技能外国人を受け入れている機関【更新申請、2人目以降の認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類のみが提出書類となります（※）。

※ 審査の際、受入れ機関の適格性を確認する必要がある場合には、機関の適格性に関する書類の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。

2. 定期届出の提出書類



特定技能外国人を受け入れている場合は、1年に1回提出する定期届出において機関の適格性を確認します。

受入れ機関が毎年4月1日から5月31日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関としての適格性に関する書類を提出してください。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い
(※)、かつ、一定の事業規模のある機関等（上記1（1）参照）については、機関の適格性に関する書類を省略することが可能です。

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、入管法施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>



2025年(令和7年)4月1日施行 出入国管理及び難民認定法施行規則

特定技能制度における届出のルールが変わります！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 随時届出における注意点・変更点

**随時届出は、2025年4月1日以降に提出する届出から
新しいルールに基づく届出が必要となります。**

① 受入れ困難に係る届出（参考様式第3－4号）【届出対象の追加等】

- 在留資格の許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合や雇用後に1か月活動ができない事情が生じた場合も届出の対象となります。
- 1か月間活動ができない事情が生じた場合や行方不明者発生などの際に添付する参考様式を新規に作成しました。
- 自己都合退職の申出があった場合について、受入れ困難の事由の対象外とします（雇用契約が終了した場合には、引き続き「雇用契約終了に係る届出」は必要）。

② 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（参考様式第3－5号）【届出項目変更】

- 届出の対象が「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」があった場合から「特定技能基準省令第2条第1項各号及び同条第2項各号に適合しない場合」に変更されます。

※ 基準不適合の具体例

税金や社会保険料等の滞納が発生したとき、特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき、関係法律による刑罰を受けたとき、実習認定の取消しを受けたとき、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき、外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき、外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき など

③ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（参考様式第3－7号）【新設】

→ 特定技能所属機関による自社支援の場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に届出が必要となります。

④ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（参考様式第4－3号）【新設】

→ 登録支援機関が支援の全部委託を受けている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に報告が必要となります（支援において特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合を含む。）。

2. 定期届出における注意点・変更点

！ 2025年1月から3月までを対象期間とした届出（四半期に1回の届出）は同年4月15日までに提出する必要があります。

！ 新しいルールの定期届出（1年に1回の届出）を最初に提出するのは、2026年4月以降となります。

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3－6号）

【提出頻度変更・様式統合・届出項目変更】

！ ・届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更されます。
・対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。

「受入れ・活動状況に係る届出書」と「支援実施状況に係る届出書」を一体化し、「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更され、届出事項や届出時に提出いただく書類が、以下のとおり変更されます。

主な届出事項：特定技能外国人の労働日数、労働時間数、給与の支給総額、昇給率など
→ 届出書本体に年度の平均を記載

別紙の内容：個人の年間活動日数、給与の総支給額、支援の実施状況等について、特定技能外国人を受け入れている事業所単位で作成

主な添付書類：特定技能所属機関の登記事項証明書、決算関係書類、役員の住民票写し、公的義務の履行証明書など

2025年4月1日施行の入管法施行規則については、届出関係の以外の運用についても変更点があります。詳細については、出入国在留管理庁ホームページの特設ページを確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html

